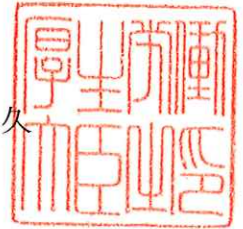


厚生労働省発生食 0224 第 3 号
平成 29 年 2 月 24 日

食品安全委員会

委員長 佐 藤 洋 殿

厚生労働大臣 塩 崎 恭 久



食品安全基本法第 11 条第 1 項第 1 号の食品健康影響評価を行うことが
明らかに必要でないときについて（照会）

食品安全基本法（平成 15 年法律第 48 号）第 24 条第 1 項第 1 号の規定に基づき、食品衛生法（昭和 22 年法律第 233 号）第 11 条第 1 項の規定により基準又は規格を定めようとするときは貴委員会の意見を聴かなければならないこととされているが、下記の場合は、その内容から食品安全基本法第 11 条第 1 項第 1 号に掲げられた食品健康影響評価を行うことが明らかに必要でないときに該当すると解してよろしいか。

記

食品衛生法（昭和 22 年法律第 233 号）第 11 条第 1 項の規定に基づき定められた食品、添加物等の規格基準（昭和 34 年厚生省告示第 370 号）について、次の改正を行う場合

1. オクタン酸の成分規格について、鉛試験法が設定されることを踏まえた記載への変更及び用語又は用例の記載の統一を目的とした改正をすること並びに次亜臭素酸水及び過酢酸製剤の成分規格について、用語又は用例の記載の統一を目的とした改正をすること
2. 第 2 添加物の C について、試験の操作性の改善及び精度の向上、原則 JIS に基づく名称への変更、CAS 番号の追記並びに用語又は用例の記載の統一を目的とした改正をすること

